

現場発泡断熱材

評価の内容（申請資料に基づき、次の事項を確認している。）

1. 評価対象建築材料

評価の対象とした現場発泡断熱材は、標準仕様書19章9節に規定する現場発泡断熱材でノンフロンとしている。

2. 品質・性能

(1) 材質

規定された主要資材の材質及び資材メーカーから申請品の製造工場への納入ルートを確認している。

(2) 品質・性能

以下の品質・性能について、実施要領に規定する試験機関による試験結果等で確認している。

項目		品質・性能	
種類		A種1	A種1H
原液	粘度(20°C) [mPa・s]	80~1500	
発泡品	圧縮強さ [kPa]	80以上	
	熱伝導率 [W/(m・K)]	0.034以下	0.026以下
	接着強さ [kPa]	80以上	
	透湿率 [ng/(m・s・pa)]	9.0以下	
JIS A 1321による表面試験の判定	難燃性	以下のいずれかによること。 (1) JIS A 1321(2011)「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に規定する難燃2級表面加熱試験又は難燃3級表面加熱試験に適合していること。 (2) 法定準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している発熱性試験(コーンカロリー試験)に適合していること。	
JIS A 1321による表面試験の判定		加熱試験の結果、試験体が以下の1~5に適合していること。 (1) 試験体の全厚にわたる溶融、試験体の裏面に対する亀裂(裏面における亀裂の幅が全厚の1/10以上であるものに限る)、その他防火上著しく有害な変形などがないこと。 (2) 加熱終了後30秒以上残炎がないこと。 (3) 試験結果の排気温度曲線は、加熱試験中、標準温度曲線を超えないこと。 ただし、難燃2級または難燃3級については、試験を開始して3分を経過した後は、次の(4)の条件の範囲内で超えることができる。 (4) 排気温度曲線が、標準温度曲線を超えている部分の排気温度曲線と標準温度曲線で囲まれた部分との面積(単位°C×分)が、難燃2級にあっては100以下、難燃3級にあっては350以下であること。 (5) 単位面積当たりの発煙係数が、難燃2級で60、難燃3級で120を超えないこと。	
発熱性試験の判定		準不燃材料試験の加熱時間は10分、難燃材料試験の加熱時間は5分として次の項目に適合すること。 (1) 総発熱量が8MJ/m ² 以下であること。 (2) 防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。 (3) 最高発熱速度が、10秒以上継続して200KW/m ² を超えないこと。	
その他		火気及び有害な発生ガスに対する排気等、施工中における安全対策についての注意事項を確認している。	

現場発泡断熱材

(3) 試験方法

- (イ) 吹付け硬質ウレタンフォーム原液の粘度試験は、JIS A 9526（2013）「建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム」に規定する 6.1 による。
- (ロ) 発泡品試験は、次による。
- (a) 試料の作製は、JIS A 9526 に規定する 6.2.1 による。
 - (b) 試料の状態調節は、JIS A 9526 に規定する 6.2.2 による。
 - (c) 試験片の作製は JIS A 9526 に規定する 6.2.3 による。
 - (d) 試験場所は、JIS A 9526 に規定する 6.2.4 による。
 - (e) 圧縮強さ試験は、JIS A 9526 に規定する 6.2.5 による。
 - (f) 热伝導率試験は、JIS A 9526 に規定する 6.2.6 による。
 - (g) 接着強さ試験は、JIS A 9526 に規定する 6.2.7 による。
 - (h) 透湿率試験は、JIS A 9526 に規定する 6.2.8 による。
- (ハ) 難燃性試験は、以下の JIS A 1321 に規定する表面試験及び発熱性試験による。
- (a) 難燃性の試験については、JIS A 1321 に規定する試験方法に準じる。
 - (b) 発熱性試験は、建築基準法に基づく指定性能評価機関が準不燃材料、難燃材料の評価に使用している試験方法に準じる。